平成22年度　河川愛護モニターの一般公募について

国土交通省では、沿川住民の方々のご協力をいただき、河川整備、河川利用又は河川環境に関する地域の要望を十分に把握し、地域との連携をさらに進め、あわせて河川愛護思想の普及啓発及び河川の適正な維持管理に資する事を目的に河川愛護モニター制度を実施しています。
河川行政における地域との交流がますます重要となる中で、地域の方々と河川管理者との連携をより深めることをめざし、平成22年度の河川愛護モニターを公募することに致しました。

1.応　募　期　間:
平成22年2月15日より平成22年3月15日まで

2.応　募　人　数:
那賀川・桑野川・派川那賀川　8名(各活動範囲毎に1名程度)

3.モニター委嘱期間:
1年間(平成22年4月1日より平成22年3月31日まで)

4.応　募　資　格:
満20歳以上の方で、河川に接する機会が多く、河川愛護に関心を持ち、モニターとしての活動を積極的に実行でき、希望される活動範囲内の市町に居住し、かつ担当する河川よりおおむね5km以内に居住する方。

5.応　募　方　法:
応募用紙（別紙）に必要事項を記載のうえ、送付（郵送又はファックス）又は直接持参ください。
（阿南市役所・那賀川支所・羽ノ浦支所にも置いています。）

6.添　付　資　料:
公募要領・応募用紙（PDFファイル：　153KB）

平成22年2月15日（月）
国土交通省四国地方整備局
那賀川河川事務所

問　合　せ　先

国土交通省　四国地方整備局　那賀川河川事務所
TEL:0884－22－6592
FAX:0884－22－9795

管理課長　　岡林　福好　（内線331）

平成２２年度・河川愛護モニター公募要領

下記の活動範囲（８箇所）について以下のように公募します。

1．応募期間　平成２２年２月１５日より平成２２年３月１５日まで

2．モニター委嘱期間　１年間（平成２２年４月１日より平成２３年３月３１日まで）

3．活動内容　モニターは、日常の生活の範囲内で知り得た情報を河川管理者に伝えることが主な任務です。（一箇月に１回の定期と随時の連絡）

4．募集人員　那賀川・桑野川・派川那賀川　８名程度（各活動範囲毎に１名）

那賀川・桑野川に接する活動範囲は下記の８区間

河川名	担当地区	範囲	活動範囲
那賀川	1. 那賀川町地区	(那賀川河口～イコス堰)	活動範囲１
	2. 阿南市下流地区	(那賀川河口～那賀川橋)	活動範囲２
	3. 羽ノ浦町地区	(イコス堰～持井橋)	活動範囲３
	4. 阿南市中流地区	(那賀川橋～熊谷川)	活動範囲４
	5. 阿南市上流地区	(持井橋～上流端)及び(熊谷川～那賀川上流端)	活動範囲５
桑野川及び派川那賀川	6. 桑野川・派川那賀川左岸地区	(派川那賀川河口～一の堰)左岸	活動範囲６
	7. 桑野川・派川那賀川右岸地区	(派川那賀川河口～一の堰)右岸	活動範囲７
	8. 桑野川地区	(一の堰～桑野川上流端)	活動範囲８

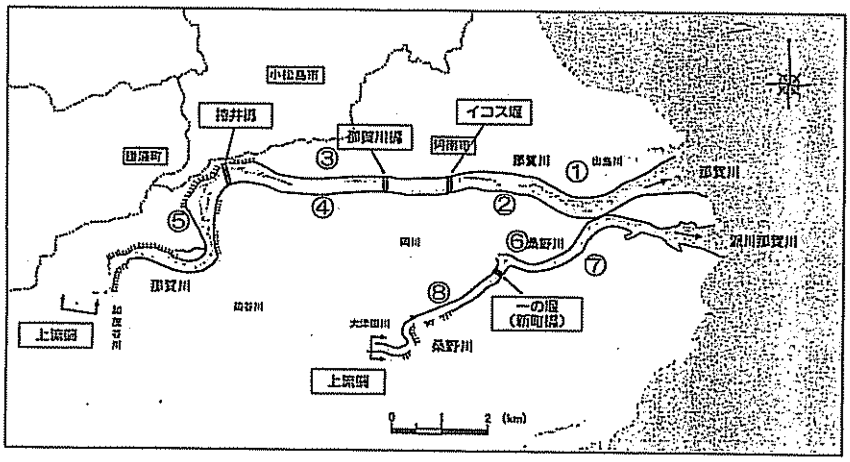

5．応募資格　満２０歳以上の方で、河川に接する機会が多く、河川愛護に関心を持ち、モニターとしての活動を積極的に実行でき、希望される活動範囲内の市町に居住し、かつ担当する河川よりおおむね５ｋｍ以内に居住する方。

6．手当　月額　４，５８０円（通信及び交通費を含みます）

7．応募方法　応募用紙（別紙）に必要事項を記載のうえ、送付（郵送又はファックス）又は直接持参ください。
応募要綱及び応募用紙については、国土交通省那賀川河川事務所、関係市町（阿南市、那賀川支所、羽ノ浦支所）の窓口に置いています。

8．送付先　〒774-0011阿南市領家町室の内390国土交通省那賀川河川事務所管理課

9．問い合わせ先　国土交通省那賀川河川事務所管理課　☎０８８４-２２-６５９２

平成２２年度河川愛護モニター応募用紙

１．住所、氏名等

郵便番号

住　所

（ふりがな）

氏　名　　　　　　　　　性別　　男性　、　女性

生年月日　　昭和　　年　　月　　日　　　年令　　　歳

電話番号

職　　業

２．応募する担当地区及び活動範囲　　担当地区　　　　活動範囲（番号）

３．所属する団体等があればその組織名と役職

４．自治会等の地域に密着した活動へ、これまでに参加した経験

５．　応募理由等

＊　上記について、出来る範囲で御記入ください。